

産 業 用 契 約
(選 択 約 款)

2024年11月1日実施

大東ガス株式会社

産業用契約

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結及び契約期間	2
6. 使用量の算定	4
7. 料 金	4
8. 料金の支払方法	5
9. 単位料金の調整	5
10. 契約の精算額	6
11. 契約最大時間使用量超過時の取扱い	9
12. 契約最大需要月使用量超過時の取扱い	9
13. 名義の変更	9
14. 契約の変更又は解約	9
15. 契約の変更又は解約に伴う契約最大時間使用量超過精算額又は契約最大需要月使用量超過精算額の差額精算	10
16. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額	10
17. 本支管工事費の精算	11
18. 緊急調整時の措置	11
19. その他	11
付 則	12
1. この選択約款の実施期日	12
2. 本選択約款実施に伴う切り替え措置	12
(別 表)	13
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	13
2. 料金表（産業用契約）	14

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ、お客さまに経済性・快適性・環境性に優れた天然ガスをご利用いただくことにより、天然ガスの普及促進とお客さまサービスの向上に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、原則として料金にかかわる条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の選択約款等によるものとし、(2) および (3) に従ってお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、一般ガス供給約款による他、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大時間使用量」… 契約に定める最大需要期における1時間当たりの最大の使用量をいいます。(小数点以下切り捨て)
- (2) 「契約月別使用量」… 契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量を

います。

- (3) 「契約年間使用量」… 契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」… 契約で定めるお客さまの1年間において引き取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」… 契約年間使用量を12で除した量をいいます。(小数点以下切り捨て)
- (6) 「最大需要期」… 12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (7) 「契約最大需要月使用量」… 契約期間における最大需要期の契約月別使用量のうち最も大きいものをいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」… 次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切り捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (11) 「単位料金」… 9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 契約最大時間使用量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大時間使用量の600倍以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が2,500立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた契約書を用いて、当社と契約を締結していただきます。

- (2) この選択約款に基づく契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) お客様が、新たにこの選択約款に基づく契約の締結を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し、年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、お客様の過去の実績、同一業種の操業度、及び使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議により次の契約使用量等を定めるものといたします。
- ① 契約最大時間使用量
 - ② 契約最大需要月使用量
 - ③ 契約年間使用量
 - ④ 契約年間引取量
 - ⑤ 契約月平均使用量
 - ⑥ 契約月別使用量
- (4) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
- (5) 契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (6) (5) に基づき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- ①供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (7) 当社は、この選択約款又は他の選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一の需要場所においてこの選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (8) お客様の契約期間における使用実績が4の適用条件を満たさなかった場合には、当該契約期間の満了日から1年間、当社はこの選択約款又は他の選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等

のための一時的不使用による場合はこの限りではありません。

- (9) 当社は、この選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時的不使用による場合はこの限りではありません。
- (10) 当社は、お客さまが当社と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。
- (2) 当社は原則として、負荷計測器により実績最大時間使用量を算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）ただし、負荷計測器の故障等の場合には、お客さまと当社の協議によってその月における実績最大時間使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(1)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (3) 当社は、次の場合には、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとし、
- ① 口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合。
 - ② 早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- (4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (5) お客さまが遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限日までに支払っていただき、この金額と遅収料金との差額（以下「遅収加算額」といいます。）を、翌月以降にお支払いいただきます。

(6) 遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合に、翌月以降の料金と同時にお支払いいただきます。

(7) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

- ① 一般ガス供給約款 37 (1) ①及び②に規定する料金の場合
- ② 口座振替が不能となっている場合

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1 (4) のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金 (1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 + 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金 (1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 - 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格 (トン当たり)

56,160円

- ② 平均原料価格 (トン当たり)

別表 1 (4) に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) 及びトン当たりLPG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9479 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0546$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社、供給保安センター及び営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

10. 契約の精算額

この選択約款に基づく契約に関する精算額は、最大時間使用量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大時間使用量超過精算額及び契約最大需要月使用量超過精算額とし、当社は、それぞれの精算額を、原則として当該それぞれの未達又は超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の(1)、(2)及び(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大時間使用量倍率未達精算額

お客さまの契約期間における実績使用量(以下「実績年間使用量」といいます。)が、契約最大時間使用量の600倍(小数点以下切り捨て)未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大時間使用量倍率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、次の算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大時間使用量倍率未達精算額} = \left(\left(\begin{array}{l} \text{契約最大時間} \\ \text{使用量の600} \\ \text{倍に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約に定める契約月別使用量} \\ \text{に各月の単位料金を乗じたも} \\ \text{のの合計額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第3位を} \\ \text{四捨五入した額} \times 2 \end{array} \right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとに一般ガス供給約款を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。

(2) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率（契約期間における1か月当たり平均実績使用量÷契約期間における最大需要期の1か月当たり平均実績使用量×100をいいます。）が75パーセント未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、次の算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものいたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\left[\begin{array}{l} \text{負荷率75パーセントに相当する年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間使用量} \end{array} \right] \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \times 2 \end{array} \right]$$

なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとに一般ガス供給約款を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。

(備考)

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月当たり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を1.2倍したものといたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

お客さまの実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left(\left[\begin{array}{l} \text{契約年間引取量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間使用量} \end{array} \right] \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \end{array} \right]$$

(4) 契約最大時間使用量超過精算額

お客様の最大需要期の実績最大時間使用量が契約最大時間使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大時間使用量超過精算額といたします。ただし、当該実績最大時間使用量が契約最大時間使用量の130パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）以下であって、11（1）の規定が適用される場合を除きます。

契約最大時間使用量超過精算額 =

$$\left[\left[\begin{array}{c} \text{実績最大時} \\ \text{間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約最大時} \\ \text{間使用量} \times \\ 1.05 \end{array} \right] \right] \times \left[\left[\begin{array}{c} \text{流量基本料金単価} \\ \text{相当額} \times 1.1 \end{array} \right] \times 1.2 \right]$$

なお、契約期間中に契約最大時間使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大時間使用量超過精算額といたします。

(5) 契約最大需要月使用量超過精算額

お客様の契約期間における最大需要期のいずれかの月における実績使用量（以下「実績最大需要月使用量」といいます。）が契約最大需要月使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大需要月使用量超過精算額といたします。ただし、当該実績最大需要月使用量が契約最大需要月使用量の130パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）以下であって、12（1）の規定が適用される場合を除きます。

契約最大需要月使用量超過精算額 =

$$\left[\left[\begin{array}{c} \text{実績最大需} \\ \text{要月使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約最大需} \\ \text{要月使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \right] \times \left[\left[\begin{array}{c} \text{最大需要月基本} \\ \text{料金単価相当額} \\ \times 1.1 \end{array} \right] \times 1.2 \right]$$

なお、契約期間中に契約最大需要月使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大需要月使用量超過精算額といたします。

1 1. 契約最大時間使用量超過時の取扱い

- (1) 契約期間中における実績最大時間使用量が契約最大時間使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、原則として当該実績最大時間使用量を下限として次の契約期間における契約最大時間使用量を定めます。
- (2) 当社は、①又は②の場合には（1）の規定を適用いたしません。
 - ① 契約期間満了に伴ってこの選択約款に基づく契約を終了する場合
 - ② 当社がやむを得ないと判断した場合

1 2. 契約最大需要月使用量超過時の取扱い

- (1) 契約期間中における実績最大需要月使用量が契約最大需要月使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、原則として当該実績最大需要月使用量を下限として次の契約期間における契約最大需要月使用量を定めます。
- (2) 当社は、①又は②の場合には（1）の規定を適用いたしません。
 - ① 契約期間満了に伴ってこの選択約款に基づく契約を終了する場合
 - ② 当社がやむを得ないと判断した場合

1 3. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの選択約款に基づく契約に関係がある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

1 4. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2（1）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの選択約款に基づく契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約することができるものといたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び10の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、契約期間中であっても、当社はこの選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。
- (4) この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。
- (5) 転出や一時不使用等でガスの使用を解約し、移転先や同一場所でガス使用を開始す

る場合は、改めて申し込みをしていただきます。

1 5. 契約の変更又は解約に伴う契約最大時間使用量超過精算額又は契約最大需要月使用量超過精算額の差額精算

この選択約款に基づく契約の変更又は解約が生じた場合であって、契約変更月若しくは解約の日が属する月以前に契約最大時間使用量超過精算額又は契約最大需要月使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、①又は②の場合を除き、各精算額算定式のうち「1 2」とあるのを「契約開始の日が属する月から解約の日が属する月までの月数」として当該それぞれの精算額を算定しなおして差額精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

- ① 1 4 (1) の規定による契約の変更又は解約であって当社がやむを得ないと判断しない場合
- ② 1 4 (3) の規定による解約の場合

1 6. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

(1) 当社は、契約の解約が①又は②の場合を除き、(2) 又は (3) の規定に基づき契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

- ① 1 4 (1) の規定による契約の解約であって当社がやむを得ないと判断した場合
- ② 1 4 (2) の規定による解約の場合

(2) 新たにこの選択約款に基づく契約を締結しない場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。なお、新たに他の選択約款に基づく契約を締結する場合には、(3) の規定によるものといたします。

契約中途解約精算額 =

$$\left[1 \text{ か月当たりの基本料金相当額} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{解約日の属する月の翌月から} \\ \text{契約終了月までの残存月数} \end{array} \right]$$

(3) 新たにこの選択約款に基づく契約を締結する場合であって、解約日の翌日から契約最大時間使用量若しくは契約最大需要月使用量をそれまでの契約量より減少する新たな契約を締結する場合又は新たに他の選択約款に基づく契約を締結する場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

契約中途解約精算額 =

$$\left(\left[\begin{array}{l} \text{前契約の1か月} \\ \text{当たりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の1か月} \\ \text{当たりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{解約日の属する月の} \\ \text{翌月から前契約終了} \\ \text{月までの残存月数} \end{array} \right]$$

17. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う設備の新增設後1年未満の契約期間中において、お客さまがこの選択約款に基づく契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の延長又は入取替工事に係る当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

18. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、10の契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(1) 定額基本料金割引額 =

$$\text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間使用量}}$$

(2) 流量基本料金割引額 =

$$\text{流量基本料金単価} \times \frac{\text{契約最大時間使用量}}{\text{契約最大時間使用量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間使用量}}$$

(3) 最大需要月基本料金割引額 =

$$\text{最大需要月基本料金単価} \times \frac{\text{契約最大需要月使用量}}{\text{契約最大需要月使用量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間使用量}}$$

19. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。なお、一般ガス供給約款7(3)、36(1)②及び37(1)②については、すでに消滅しているものを含むこの選択約款に基づく契約を含んで適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2024年11月1日から実施いたします。

2. 料金の適用開始時期について

この約款に基づく料金は、2024年11月計量日以降に算定されるガス料金から適用いたします。なお、2024年11月1日から2024年11月30日の間で実施される定例検針及びガスの供給を停止した場合は旧約款の料金単価を適用します。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金、流量基本料金及び最大需要月基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間使用量を乗じた額、最大需要月基本料金は最大需要月基本料金単価に契約最大需要月使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考) 上記(1)から(3)の算定式は以下のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{早収料金} &= \text{定額基本料金} \\ &+ \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間使用量} \\ &+ \text{最大需要月基本料金単価} \times \text{契約最大需要月使用量} \\ &+ \text{単位料金} \times \text{使用量} \end{aligned}$$

- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金

の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表 (産業用契約)

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1 か 月 に つ き	15,400.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-------------------------------

② 流量基本料金単価

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	550.00円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	----------------------------

③ 最大需要月基本料金単価

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	3.91円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------

(2) 基準単位料金

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	70.76円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単

位料金といたします。